

# 福島市特定空家等除却支援事業補助金の手引き

## 1. 補助の対象者（次の各号の全てに当てはまる者）

### （１）特定空家等の所有者（※1）であること（企業や法人を除く）

※1 所有者については、「法定相続人、その他の法定代理人」を含みます。

### （２）共有名義や所有権以外の権利の設定がある場合、同意があること

### （３）特定空家等の所有者と土地の名義人が異なる場合、同意があること

### （４）市税に滞納のないこと

### （５）暴力団やその関係者でないこと

## 2. 補助の条件等

### （１）特定空家等（※2）であること

※2 特定空家等チェックリストの「1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある」状態の調査項目のうち、3項目以上該当しており、近隣に悪影響を及ぼしている建築物のことをいいます。なお、「基礎に不動沈下がある」「柱が傾斜している」の調査項目のみ、1項目で該当とします。（P6～9をご参照ください。）

### （２）本市に住所を有する解体工事業等の事業者（建設業許可または福島県知事登録の事業者に限る。）に請け負わせるものであること

### （３）交付決定前に除却の契約を行っていないこと

### （４）予算の範囲内において交付するものであること

## 3. 補助金の額

### （１） 補助率 5分の4（千円未満の端数は切り捨てる）

### （２） 限度額 150万円

なお、補助金の計算は、「解体工事業等の事業者に支払った額」もしくは「国土交通大臣が定める標準除却費により算定した額」のいずれか低い方の額となります。

（※計算方法は裏面をご参照ください。）

※3 令和6年度標準除却費

| 木造        | 非木造       |
|-----------|-----------|
| 32,000円/㎡ | 46,000円/㎡ |

・ 木造家屋で延床面積 50 m<sup>2</sup>

事業者を支払った額が 200 万円の場合

(a) 200 万円 × 4/5 = 160 万円

(b) 50 m<sup>2</sup> × 32,000 × 4/5 = 128 万円

⇒ (b) 128 万円が補助額です

・ 非木造家屋で延床面積 50 m<sup>2</sup>

事業者を支払った額が 200 万円の場合

(a) 200 万円 × 4/5 = 160 万円

(b) 50 m<sup>2</sup> × 46,000 × 4/5 = 184 万円

⇒ 上限額の 150 万円が補助額です

#### 4. 工事の内容

○ 特定空家等を除却し、更地にする工事

ただし、敷地内の樹木の伐採や家財道具、機械または車両等の動産の運搬及び処分に要する費用は対象外となります。

#### 5. 募集件数

○ 4 件程度（申請多数の場合は危険度の高い状態の特定空家等から対象）

#### 6. 受付について

交付申請書の受付前に、建築物が補助対象（特定空家等）になるかどうか、現地確認を行います。建築物の状態と近隣に及ぼす悪影響などを総合的に判断し、補助対象と判定した建築物のみ受付を行います。申請を予定される方は、住宅政策課へ事前相談をお願いいたします。

① 事前相談期間

○ 令和 6 年 5 月 1 日（水）～ 5 月 31 日（金）

② 交付申請書受付

○ 令和 6 年 6 月 3 日（月）～ 6 月 28 日（金）

#### 7. 事業完了期間

○ 令和 7 年 2 月 28 日（金）

## 8. 提出書類

### (1) 事前相談時

- ①立入同意書
- ②空き家の位置図
- ③空き家の外観写真

### (2) 交付申請時

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④土地及び家屋の登記事項証明書
- ⑤見積書の写し（工事内容及び業者名がわかるもの）
- ⑥位置図及び建物図面
- ⑦除却を行う特定空家等の外観写真
- ⑧完納証明書（課税のない者は課税証明書または滞納がない旨を説明した理由書）
- ⑨資力に関する申出書
- ⑩その他市長が必要と認める書類

※所有権などによって書類が異なるため、事前にご相談願います

(例)相続登記未了の場合、相続関係図・戸籍謄本・空き家の解体に関する同意書 等

### (3) 実績報告時

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③契約書の写し
- ④請求書の写し及び領収書の写し
- ⑤除却の状況が分かる写真（交付申請時と同様の方向から撮影したもの）
- ⑥その他市長が必要と認める書類

## 9. 注意点

- 事前相談が無い場合は、補助対象となりません。
- 実績報告書提出後、完了検査のため、施工箇所の確認を行います。
- 除却によるトラブルに関して、市は一切関知いたしません。
- 除却に伴う法的手続きが必要な場合、適切に手続きをしてください。
- 申請者以外が手続きを行う場合は、「委任状」（任意様式）が必要となります。
  - ・「福島市における空家等対策に関する連携協定団体」の所属する民間事業者  
または特定空家等の除却を請け負う民間事業者に限ります。
- 工事内容等を変更する場合は、事業計画変更申請書を提出し、承認を受けてください。

## 10. その他

- 現地確認の結果、特定空家等と判断された場合、所有者は危険な部分の適正な管理に努めるようお願いいたします。

